

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日以後にその期日が告示される町村の選挙から適用されます。法律の主な改正概要は次の3点です。

1

町村選挙における選挙運動費用の公費負担

- (1) 選挙運動用自動車
- (2) 選挙運動用ポスター
- (3) 選挙運動用ビラ

これらの費用については公費で負担されます。

これまでは、町村の選挙以外の選挙（国・県・市）についてのみ公費負担が適用されていました。

2

町村の議会議員選挙についても立候補にあたり、供託金が必要

供託金は15万円です。
全国の町村議会議員選挙で統一されています。

町村長選挙は、従来より供託金50万円です。

3

町村議会議員選挙についても選挙運動用ビラの頒布が可能となりました。

頒布できるビラは、2種類を通じて1,600枚までです。

町長選挙は、従来より2種類を通じて5,000枚頒布可能

公職選挙法の一部改正に伴う町村議会議員・町村長選挙の公費負担について(概要)

町議会議員選挙						
供託金	公費負担の有無					
	通常 葉書	自動車 (借上)	燃料	運転手 報酬	ポスター	ビラ
15万円	○	○	○	○	○	○
	800枚 郵送料 のみ 対象	16,100円 × 5日 (80,500)	7,700円 × 5日 (38,500)	12,500円 × 5日 (62,500)	5,902円 × 59枚 (348,218)	7.73円 × 1,600枚 (12,368)

町長選挙						
供託金	公費負担の有無					
	通常 葉書	自動車 (借上)	燃料	運転手報酬	ポスター	ビラ
50万円	○	○	○	○	○	○
	2,500枚 郵送料 のみ 対象	16,100円 × 5日 (80,500)	7,700円 × 5日 (38,500)	12,500円 × 5日 (62,500)	5,902円 × 59枚 (348,218)	7.73円 × 5,000枚 (38,650)

R4単価改正後

公職選挙法の一部改正に係る補足説明

1 供託金と法定得票数について

立候補の際に法務局へ供託した供託金については、一定の得票を得ることで返還されます。
一般的に、供託金が返還される目安となる得票数を没収点と言い、その算定方法は次のとおりです。

(1) 町議会議員選挙の場合

有効投票総数÷定数÷10 ⇒ 全体で6000票の有効投票数があつたと仮定すると ⇒ $6,000 \text{票} \div 12 \text{人} \div 10 = 50 \text{票}$

(2) 町長選挙の場合

有効投票総数÷10 ⇒ 全体で6000票の有効投票数があつたと仮定すると ⇒ $6,000 \text{票} \div 10 = 600 \text{票}$

※ 没収点を下回ると、供託金は町へ帰属し、選挙運動に要した経費の公費負担が適用されません。

2 公費負担と業者との関係について

先に示したように、令和2年の改正により、選挙運動用自動車やポスター等に要した経費は、一定の得票を得た場合に、公費負担の対象となります。
公費負担の対象となった場合には、町が各業者からの請求に基づき、直接各業者へ支払いを行います。(支払いは、選挙後)
このため、届出の前に各立候補予定者は、各業者と契約を締結する必要があります。

- ・選挙運動用自動車 ⇒ レンタカー屋
- ・選挙運動用自動車の燃料 ⇒ ガソリンスタンド
- ・選挙運動用自動車の運転手 ⇒ 個人(選挙陣営の関係者(例:近所の会社員など)の場合でも、その方と契約をします。)
- ・ポスターやビラ ⇒ 印刷業者

※ 郵便局へ持ち込む通常葉書については、従来どおりの扱いとなりますので、郵便局との契約は不要です。

3 選挙運動用ビラの解禁について(町議会議員選挙)

これまでは、選挙運動用ビラ(チラシ)の頒布は、町村議会議員選挙以外の選挙について認められていましたが、令和2年の改正により、町村議会議員の選挙でもビラの頒布が解禁されることとなります。

町村議会議員の選挙で頒布できるビラの種類及び枚数は、**2種類以内で、2種類を通じ、1,600枚まで**です。

※ ビラを頒布する場合は、立候補届出日に選挙管理委員会が交付するシール状の「ビラ証紙」を、頒布するビラ1枚1枚に貼り付ける必要があります。